

【参考】 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

- 1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を配置しなければならない事業所
障がい福祉サービス事業所等におけるサービスの質の確保のために、以下の事業所等に、個別支援計画の作成やサービス内容の評価等を行う「サービス管理責任者」や「児童発達支援管理責任者」を配置しなければならないとされています。

＜サービス管理責任者を配置しなければならない事業所＞

- ・指定療養介護事業所 ・指定生活介護事業所 ・指定就労移行支援事業所
- ・指定就労継続支援事業所 ・指定自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練)
- ・指定共同生活援助事業所(グループホーム) ・指定障がい者支援施設

※本研修の対象は上記の障がい福祉サービスを行う事業所・施設であり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所のみを行う事業所であれば、受講の必要はありません。

＜児童発達支援管理責任者を配置しなければならない事業所＞

- ◎指定障がい児通所支援に係るもの
 - ・指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものも含む)
 - ・指定医療型児童発達支援事業所
 - ・指定放課後等デイサービス事業所
 - ・指定保育所等訪問支援事業所
- ◎指定障がい児入所支援に係るもの
 - ・指定福祉型障がい児入所施設
 - ・指定医療型障がい児入所施設

2 サービス管理責任者の要件について

- (1) サービス管理責任者については、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)」に要件が定められています。

【サービス管理責任者として従事するための要件】

- ① 障がい者(児)支援に関する所定の実務経験を有していること。
※実務経験については、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 研修ホームページ『サービス管理責任者の要件となる実務経験について』参照
- ② 「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」あるいは「旧障害者ケアマネジメント研修修了者で平成24年3月までに相談支援従事者初任者研修の追加研修」を修了していること。
- ③ 「サービス管理責任者研修」の該当分野の研修を修了していること。

②と③の研修の受講については、前後関係を問いません。
実務経験については、指定担当部署にお問い合わせください。

(2) 経過措置について

事業開始後1年間は、②③の研修修了の要件を満たしているものとみなします。(ただし平成30年3月31日をもって廃止→**平成31年3月31日まで延長**)

なお、多機能型事業所等については、当該事業所等において提供されるいずれかの障がい福祉サービスのサービス管理責任者の要件を満たしている場合は、事業開始後3年間は、すべての障がい福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなします。

(ただし事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止→**平成31年3月31日まで延長**)

【やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所】

実務経験を満たしていれば、当該事由発生後1年間はサービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなします。

(3) 大阪府サービス管理責任者の資格要件弾力化特区について

大阪府は、構造改革特別区域法に基づく「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区」の認定を受けたことから、サービス管理責任者の要件として厚生労働省告示に定める経験年数を満たす者を配置することが困難な場合には、通算5年以上と規定されているものについては3年以上に、通算10年以上と規定されているものについては5年以上に緩和します。

※ 本件の詳細については大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課推進グループ(電話06-6941-0351内線4519)にお問い合わせください。

3 児童発達支援管理責任者の要件について

- (1) 児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成24年厚生労働省告示第230号)に要件が定められています。

【児童発達支援管理責任者として従事するための要件】

- | |
|--|
| <p>① 障がい者(児)支援に関する所定の実務経験を有していること。
※実務経験については、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 研修ホームページ『児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について』参照</p> <p>② 「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」あるいは「旧障害者ケアマネジメント研修修了者で平成24年3月までに相談支援従事者初任者研修の追加研修」を修了していること。</p> <p>③ 「児童発達支援管理責任者研修」あるいは平成24年3月までの「サービス管理責任者研修(児童分野)」を修了していること。</p> |
|--|

②と③の研修の受講については、前後関係を問いません。

実務経験については、指定担当部署にお問い合わせください。

(2) 経過措置について

- 事業開始後1年間は、②③の研修修了の要件を満たしているものとみなします。(ただし平成30年3月31日をもって廃止→平成31年3月31日まで延長)
- 平成24年3月31日において現存する障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所が、平成24年4月1日以降引き続き児童福祉法に基づく指定放課後デイサービス事業を行う場合であって、実務経験者を確保することができないものについては、実務経験が3年以上であるものであって、②③の研修を修了している者を児童発達支援管理責任者として配置することができます。

【やむを得ない事情により児童発達支援管理責任者が欠如した事業所】

実務経験を満たしていれば、当該事由発生後1年間は児童発達支援管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなします。

(3) 児童発達支援管理責任者については、資格要件弾力化特区の適用はありません。